

平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金  
における先端設備等導入計画の取り扱いについて

(全国事務局)  
全国中小企業団体中央会

ものづくり補助金においては、平成31年1月31日までに固定資産税の特例  
率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が  
「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに  
申請し、認定を受けた場合、補助率を1/2以内から2/3以内に嵩上げす  
るとともに、審査においても加点を行うこととしております。

この「新たに申請し、認定を受けた場合」とは、補助事業者が今後、新たに  
導入する設備について、市区町村に先端設備等導入計画を申請していること  
としており、その計画が「新規申請」であっても、「変更申請」であっても認定を  
受ければ2/3要件、及び加点となります。

また、平成30年12月20日以前に申請した先端設備等導入計画に記載し  
た設備が未導入であり、その導入時期のみの変更を申請されようとする場合  
でも市区町村により「変更申請」で認められる場合がございますので、市区町  
村窓口でご相談ください。